

みてみてそうま

相馬市議会だより

主な内容

○広報広聴委員会の設置・・・2

○6月定例会審査報告・・・3

○市政に対する一般質問・・・6

○6月定例会審議結果、
議員研修、定例会傍聴者数等・・・12

○政務活動費の報告・・・13

○次期定例会の日程（予定）・・・14

写真：松川浦恋人岬

6月定例会の概要



令和8年第3回6月定例会は、6月1日から6月17日までの17日間の会期で行われ、市長提案議案10件、陳情1件、議員提出議案3件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

第41号 市税条例の 一部改正について

地方税法の一部改正に伴う改正であり、①寄附金税額控除に係る定額限度額の新設②公的年金受給者の市民税申告の改正③医療費控除の特例の改正④住宅借入金等特別控除の期限延長⑤暗号資産に係る課税特例⑥固定資産税の免税点の改正について所要の改正をするもの。

主な改正内容については、①ふるさと納税の特例控除額について、令和9年の寄附分から、新たに193万円を上限に設定される。これにより、特例控除額の控除限度額は、個人住民税所得割額の2割、もしくは193万円のどちらか低い額となる。

②公的年金受給者の申告手続きが簡略される。公的年金受給額が、65歳未満155万円以上、65歳以上205万円以上の方は確定申告が不要となる。

③セルフメディケーション税制の適用期限が撤廃され

など 13議案を議決

る。これにより、制度利用の継続が可能となる。

④住宅借入金等特別控除の適用期限が、令和12年12月31日まで延長される。

⑤暗号資産関連の課税方法が変更される。これまで雑所得として取り扱われていたが、改正後は申告分離課税方式が導入され、税率は所得税15%、住民税5%の計20%となる。

⑥固定資産税における家屋及び償却資産の免税点が引き上げられる。家屋が20万円未満から30万円未満、償却資産が150万円未満から180万円未満へ変更となる。

広報広聴委員会を新設

～市民の声を市政に、議会の情報を市民へ～



左から：石橋浩人委員、菊地清次委員、根岸利宗委員長、只野敬三副委員長、高橋利宗委員、愛澤俊行委員

本市議会の広報広聴活動を充実させるため、広報広聴委員会を設置しました。

これまで相馬市議会では、広報分野における「議会だより編集委員会」、広聴活動における「議会報告検討会」と、それぞれの役割に分かれて活動してきました。

これらを統合することで、より機動的な情報発信を実現し、市民の参画をさらに強化することを目指してまいります。

今後は、より一層市民の皆さまと意見を交わしながら、ともに良い相馬市を目指して取り組んでまいります。

【広報広聴委員会の所管事務】

- ①議会だよりの編集と発行に関すること。
- ②議会報告と意見交換の企画及び運営に関すること。
- ③公式ホームページ、SNSなどによる情報発信に関すること。
- ④その他議会の広報・広聴に関すること。

補正予算の主なもの

補正
予算

会計	補正額	内 容
一般会計	1,160 万円	(歳出) 生活保護扶助事業
一般会計	8,505 万 6,000 円	(歳入) 福島県市町村給食費負担軽減交付金

市

議員

対象期間分を各世帯に一括して支給するの
か。
対象期間ごとに支給していく。過去に生活
保護費を受給していた方については、市に
申し出をする必要がある。現在受給中の方
については、通常支給に合わせて支給する。



詳細内容↓
厚労省のHP

平成25年当時、国により行われた生活保護支給に係
る基準改定について、その判断過程や手続に過誤や欠
陥があったことを受け、令和7年6月に最高裁判所に
よる判決が下され、国は新たな基準を設けた。この基
準に基づき生じた差額分を給付するもの。

生活保護扶助費の追加給付

生活保護扶助費の追加給付／

学校給食費負担軽減交付金

などの追加補正予算を議決

学校給食費負担軽減交付金

県が学校給食費の保護者負担の軽減を通じた
子育て支援に取り組む市町村を支援するために、
新たに交付金を創設したもの。

この交付金は、本年5月1日時点の公立小学
校の児童数に対して、1人につき1カ月5,2
00円を基準額として11カ月分が交付される。
本市の場合は、5月1日時点の児童数が1,
487人であり、合計8,505万6,000
円が交付される見込みとなっている。

中学生は該当するののか。

今回の交付金の対象は小学生のみで
あり、現在のところ、今後も対象に
なる見込みはない。

議案第41号について徹底討論!

原案に反対

議案第41号の税率改定のうち、仮想通貨
の譲渡益を現行の総合課税から申告分離課税に変更する内容を
含んでいる。現行では仮想通貨の譲渡益には累進税率が適用され
るのに対し、税率の変更後では一律20%となり、高額所得者を優
遇する形になる。この変更は、市税収入の減少や所得格差の拡大
を助長するとともに、投資資金を持たない市民にとって何の利益
もないものと考え、原案に反対する。



中島孝議員

原案に賛成

本件は地方税法の改正に伴い改正する内容であ
る。本市独自の条例にすることも可能であるが、それには多くの課
題と手間が伴う。また、現時点で相馬市内の申告者は極めて少数で、
市税収入への影響はほとんどないことから、地方税法の改正に従っ
て市税条例を改正することは適切であると考え、原案に賛成する。



根岸利宗議員

議案に対する賛否一覧

	議決結果	賛成	反対	新政会					にじ				そうま 市民の会	新時代 そうま	無会派				
				高玉 良一	石橋 浩人	菊地 清次	波多野 広文	河内 幸夫	佐藤 満	愛澤 俊行	横山 和雄	畑中 昌子	門馬 優子	浦島 勇一	根岸 利宗	山中 宣明	只野 敬三	中島 孝	瀬庭 大輔
議案第41号 相馬市税条例の一部を改正する条例について	賛成多数 原案可決	16	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	一

※ ○は賛成、●は反対

※ 議長（杉本智美）は採決に加わりません。



新たに国民健康保険税の計算過程
に、子ども・子育て支援金分を追加
するために改正するもの。
また、令和11年度に予定されてい
る福島県内保険税率の統一に向けて
資産割の廃止及び国民健康保険の財
政の均衡を図り、より安定した国民
健康保険事業を実施するため、所得
割率の算定割合と均衡割額並びに平
等割額を改定するもの。

第42号 国保税条例の
一部改正について



そうま市民の会
根岸利宗 議員
が問う！

みんなで協力し、
ごみの資源化、減量化を!!

ごみの資源化及び 減量化について

福島県は2024年度の数値で、一人当たりのごみの排出量が全国ワースト1位である。本市は災害が続いた影響で十分に組みができていない状況であった。令和4年3月の福島県沖地震から4年が経過し、今こそ本腰を入れてごみ問題に取り組みべきと考え、ごみの資源化及び減量化について問う。

Q. 4月1日より収集内容を変更したが、その目的について問う。

A. 市は、資源循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化、資源化の促進、さらには最終処



にじ
愛澤俊行 議員
が問う！

認知症高齢者グループホームに
市独自の負担限度額制度導入を!!

認知症高齢者グループホーム 入居者への負担軽減策及び 事業継続について

認知症高齢者グループホームに空きがあるにも関わらず、その料金が高いことから利用できない方がいる。そのため、市独自の負担限度額認定制度や低所得者向けの支援を検討すべきと考え、グループホーム入居者への負担軽減策及び事業継続について問う。

Q. 市独自の負担限度額認定制度、部屋代等の補助、低所得者への支援等を実施する考えについて問う。

A. 負担限度額制度は、介護保険で提供される施



無会派
瀬庭大輔 議員
が問う！

施設の「点」から地域の「面」へ
データの活用で経済活性化を!!

人流データの可視化による 地域経済活性化について

スポーツ合宿などの集客は好調であるものの、現状では施設という「点」の把握に留まっている。今後は来訪者の周遊行動や経済効果といった「面」の動きをデータで可視化し、それに基づく客観的な分析を通じて、より効果的な政策立案への転換を図る必要があると考え、この点について、市の考えについて問う。

Q. エリアを限定した実証実験の実施や生成AIの活用、近隣自治体との広域連携による費用折半など、人流データを活用した効率的な施策展開の考えについて問う。

A. 人流データの活用について、市は、ほぼ無償

分場の長寿命化などを図るため、本年4月1日より、プラスチック使用製品の資源物回収、充電式電池及び古着の拠点回収を新たに実施している。

プラスチック使用製品を「燃やさないごみ」から「資源物」に変更し、資源化の促進を図っていく。また、有害物質を含む充電式電池の分別・回収により危険ごみの適切な処理を進め、環境への負荷を低減する。さらに、古着をリサイクル資源とすることで、ごみの減量化を図っていく。

なお、充電式電池及び古着については、市役所のみならず市民が利用しやすい公民館にも回収拠点を設け、利便性の向上を目指していく。

Q. 今後の方向性について問う。

A. 市の今後の方向性については、ごみの出し方や分別の徹底、リサイクルなどの啓発活動を通して、ごみの減量化に向けた取り組みを強化していきたいと考えている。

なお、県内他市においては、「ごみの有料化」や「ごみ分別の厳格化」などの動きもあるが、市民生活への影響や地域全体への過度な負担増加とならないかなど、先行して実施している他市の状況をみながら、調査・研究していきたいと考えている。

市としては、引き続き、市民の皆様と十分な対話や協力をお願いしながら、環境負荷低減に向けた持続可能な仕組みづくりに取り組んでいく。

その他の質問

○相馬野馬追を軸としたまちづくりについて



域の中で暮らせるよう、引き続き、人材確保と必要な介護サービスの提供に努めていく。



その他の質問

○本市の補助金および奨励金等の見直しに関する基本姿勢について





そうま市民の会
浦島勇一 議員
が問う！

県において損害賠償事務等の
窓口として、統括・推進すべき！！

東京電力ホールディングス株式
会社への行政損害賠償について

東京電力福島第一原子力発電所事故から15年が経過したことを受け、中間的な統括として尋ねる。福島県のまとめによると、令和7年度末時点、三島町を除く県内58市町村の請求額は1,666億6,050万円に上り、東京電力ホールディングス株式会社からの支払額は1,051億6,446万円であり、支払率約63%となっている。このことを受け、本市の請求状況なども含め、東京電力ホールディングス株式会社への行政損害賠償について問う。

Q. 令和7年度までの請求状況について問う。

A.

市は、顧問弁護士指導のもと、福島第一原子力発電所事故に起因する対策や事業に要した費用の総額から、国県支出金などの特定財源を除いた額を、損害賠償金として東京電力ホールディングス株式会社へ請求している。

原子力災害事故後の平成23年度から令和7年度までの請求総額及び支払われた賠償金の総額は、請求総額が約6億4,000万円で、支払われた賠償金の総額は、約2億5,000万円である。

また、請求総額のうち、原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介申立てをした額は、約2億7,000万円で、そのうち、和解に至った金額は約6,000万円である。

Q. 未払い金額とその対応について問う。

A.

令和7年度末時点における東京電力ホールディングス株式会社に請求しているものの、未だ支払いのない賠償金の総額は、約3億9,000万円である。

未払金への対応については、これまでの他自治体等の交渉事例や原子力損害賠償紛争解決センターの判例などにより、提出書類が緩和されるなど、支払い基準が見直されたケースもあるため、該当する場合は、速やかに支払いとなるよう手続きを進めていく。

市としては、未払金については、全額支払われるべきものであると考えており、市の顧問弁護士とも相談した上で、今後も粘り強く交渉を進めていく。



動画は
↑こちらから↓



にじ
横山和雄 議員
が問う！

持続可能な除草体制の構築を！！

市内道路等における除草
について

少子高齢化による人口減少が進む本市において、今後、除草作業に従事する担い手不足や高齢化、さらには円安や原油高の影響による物価高騰・人件費の上昇により、維持管理費が増加し、従来どおりの管理体制を維持することが困難になるのではないかと懸念している。今後も安全で良好な環境を保つためには、効率的かつ持続可能な除草管理体制の構築が必要であると考え、持続可能な除草管理をどのように実現していくのか、市の見解を伺う。

Q. 今後の除草管理の持続性について伺う。

A.

高齢化や人口減少が進行する現状において除草管理体制の持続性を確保することは喫緊の課題である。市内でも担い手不足が進む中、地域住民による除草作業の負担が年々大きくなっており、これに対応する必要性を強く認識している。

市は、これまで市道整備の拡充に伴い、除草作業の業務委託区間を拡大するとともに、労務費の上昇に応じた予算を確保し、除草管理の維持・強化に努めてきた。

本年度は除草管理費として約1,700万円を計上しており、これは、10年前の平成28年度、約400万円の4.2倍、5年前の令和3年度、約700万円の2.4倍に相当する。年々、予算を増額し対応している状況であるが、今後の高齢化や人口減少に伴う持続的な財政運営を考えると、対応が困難となる懸念がある。

こうした状況において、福島県では令和2年度から「除草機械貸与制度」を創設し、地域住民による除草作業の効率化を支援している。この制度により負担軽減への効果が期待されているところであるが、貸与可能な機械台数が少ないなど課題も残されているため、引き続き福島県に制度拡充を要望していく。

市としては、持続可能な除草管理体制を確立できるよう、地域住民との連携を深めることはもとより、国や県、他自治体の先進事例を参考にしながら、実効性の高い除草手法や管理手法を検討のうえ、可能な範囲で、できる限り対応していく。



動画は
↑こちらから↓



無党派
高橋利宗 議員
が問う！

高齢者が安心して住み慣れた
地域に住み続けられる
環境整備を！！

高齢者にやさしいまちづくり
について

近年、全国的に高齢者の社会的孤立が深刻化している。本市においても、高齢者単独世帯の増加や地域力の低下により、孤立や孤独死への不安が高まっている。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、市がどのように取り組んでいるのかについて伺う。

Q. 高齢者の見守りの現状について伺う。

はじめに、民生委員による実態調査で把握している、一人暮らし高齢者の過去3年間の状況は、令和5年が850人、令和6年が861人、令和7年が793人。また、高齢者のみの世帯の過去3年間の状況

は、令和5年が585世帯、令和6年が581世帯、令和7年が627世帯となっている。

次に、高齢者の見守りについて、過去3年間の利用者数は、地域ボランティアである「ひまわり会」による声かけ訪問サービスでは、令和5年度が55人、令和6年度が53人、令和7年度が45人。配食サービスでは、令和5年度が80人、令和6年度が68人、令和7年度が71人。緊急通報システムでは、令和5年度が84人、令和6年度が84人、令和7年度が86人である。

市としては、一人暮らし高齢者等が、できる限り、住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるよう、これらの見守り体制を継続していきたいと考えている。

Q. 高齢者の見守りの今後の取組みについて伺う。

A.

市は、核家族化や地域コミュニティの希薄化等が進む中、高齢者の孤立を防ぐために、地域や市、社会福祉協議会、介護サービスなどの繋がりを持つことが必要と考えている。特に、現在、16団体が活動しているひまわり会など、きめ細やかな対応ができる地域ボランティア活動が今後さらに重要である。しかし、こうしたボランティア活動においては、参加者の減少やスタッフの高齢化という課題に直面しており、活動が難しいことが課題である。

そのため、市は広報そうまやホームページを通じてボランティア募集の周知、行政区長や関係機関・団体を通じて参加の呼びかけを行っていきたいと考えている。また、現在把握できない、潜在的に見守りが必要な高齢者が一定数いると思われるため、行政区長や民生委員などと協力して、その把握に努め、高齢者にやさしいまちづくりを進めていく。



動画は
↑こちらから↓



にじ
畑中昌子 議員
が問う！

ふるさと納税をきっかけに
市のファンを増やし、地域産業の
活性化を強化したい!!

ふるさと納税について

ふるさと納税は自治体間の寄附獲得競争ではなく、全国に向けて「相馬市のファン」を増やし、地場産品の販路拡大や観光誘致に繋げる強力なプロモーションツールである。これに加え、ふるさと納税を通じて地域と寄附された方々を結びつけ、関係人口を創出する取組が期待される。そのため、これらの新たな取組について伺う。

Q. 関係人口の創出に向けた新たな取組について伺う。

A. 「現地決着型ふるさと納税」は、これまでイ

ンターネット経由での寄附を行っていなかった方々に對しても、本市への滞在中にその場で返礼品やサービスを受け取っていただける有効な手法であり、本市との繋がりを深め、関係人口の創出に寄与するものと考えている。

本市においては、令和7年12月に新たな試みとして、浜の駅松川浦に「ふるさと納税自動販売機」を設置したほか、宿泊施設等で利用可能な「ふるさと応援納税電子クーポン」を導入した。令和7年度の実績は、自動販売機が12件で10万円、電子クーポンが5件で約170万円である。

これらは稼働期間が短いため、現時点での実績はまだ限定的ではあるが、今後も委託事業者と緊密に連携しながら積極的なPRを展開し、利用拡大を図っていく。

また、関係人口の創出に向けた今後の取組としては、新たに導入する中間管理業務の委託事業者と連携し、現地滞在中にサービスを受けることができる返礼品のさらなる充実を図っていく。

具体的には、大手旅行予約サイトと連動した宿泊の電子クーポンや宿泊チケットの整備、さらには、本市の豊かな自然や文化を体感していただける体験型返礼品の提供など、来訪者の多様なニーズに応えていく。市としては、これらの取組を通じて、本市を訪れる多くの方々に、ふるさと納税をきっかけとして相馬の魅力を直接肌で感じていただき、本市を応援してもらえる関係人口のさらなる拡大を図っていきたいと考えている。



動画は
↑こちらから↓



無会派
中島孝 議員
が問う！

AI革命やICT教育が
盛んに進む現代において、
子どもたちに必要な学びとは？

RST推進による影響について

RST（注）の研修や研究授業によって、先生方が多忙化し、児童・生徒への基本的な指導やじっくり考える時間、生徒の話を聞く時間が十分に確保できなくなってしまうのではないかと懸念しているため、RST推進による影響について伺う。

（注）RST・・・教科書や説明書などに書かれている意味や意図を迅速かつ正確に読み取る力のこと。

Q. RST推進による教職員への負担及びその影響について伺う。

A. RSTの導入当初は、全国的に実践している市町村が少なく、市内の多くの教員は、R

STの受検やRSTを活用した授業の経験がなかった。そのため、実践方法を模索しながら教材研究や授業準備を進める必要があり、教員が一定の負担を感じていたものと認識している。

しかしながら、導入から7年目を迎えた現在では、蓄積された研究成果や実践事例を活用する中で、RSTを理解する教員が増えてきた。その結果、RSTの視点を意識した授業を日常的に展開できるようになり、導入当初と比べて教員の負担感も軽減されつつあると捉えている。

市教育委員会では、導入時から指導主事による学校訪問や教員へのアンケートを通して、現場の声を聞き取り、その内容を踏まえながら改善を重ねてきた。特に新規着任教員への理解促進が継続的な課題であったことから、本年度は、市教育委員会が作成したRSTの基礎的知識や授業のポイントに加え、模範授業を収録した「RST動画」を作成し、これをオンラインでいつでも視聴可能とした。これにより、教員が必要に応じて学ぶことが可能となり、校内研修の負担軽減と効率的な研修体制づくりに繋がっている。

このほか、教員の多忙化解消と負担軽減に向けた具体的な取組として、各種研修会や公開授業研究会の回数削減、「成績評価の二期制」の導入、各学校での「一斉メール配信システム」による連絡業務の効率化などを実施し、教員が子どもたちに向き合う時間の確保に努めている。

その他の質問

○ICT機器活用推進による影響について
○市内小中学校による諸課題について



動画は
↑こちらから↓



にじ
門馬優子 議員
が問う！

他自治体との交流を有効的に
活用し、交流人口の拡大を!!

他自治体との交流について

人口減少が進む中、相馬市の歴史と共に築いてきた他自治体との交流の輪を決して絶やすことなく継続し、交流人口拡大に繋がるような新たな交流の在り方についても検討し、進めるべきと考え、市長の考えを伺う。

Q. 他自治体との交流の現状について伺う。

A. 他自治体との交流については、主に、姉妹都市、友好都市、災害時相互応援協定締結都市との間で、相馬野馬追への招待をはじめ、議員や職員同士での交流のほか、各種団体等による市民同士の交流を行っている。

まず、歴史的に深いご縁のある姉妹都市の千葉県流

山市、北海道大樹町及び豊頃町とは、市民まつり等への参加や特産品等の販売、スポーツを通じた職員間交流を行っている。

次に、友好都市である東京都稲城市とは、市民まつり等の行事の参加や職員交流、スポーツ少年団や統計調査員、民生児童委員の交流なども行っている。

さらに、災害時相互応援協定締結都市については、東日本大震災以前は千葉県流山市、静岡県裾野市及び東京都足立区の3自治体との協定締結であったが、東日本大震災を契機に全国から多くのご支援をいただいたご縁などを背景に、新たに13自治体と協定を締結した。この協定に基づき職員派遣や災害時の物資提供のほか、消防団員同士の交流活動などを行っている。

A.Q. 今後の方針について伺う。

市は、姉妹都市や友好都市との交流を継続し、産業や文化の交流を深め、より一層の友好と親善、お互いの発展に努めていく。

他自治体との新たな友好都市締結は、市民や行政交流を通じて互いの結び付きが深まり、気運が高まった場合には、締結を検討していく。

また、災害時相互応援協定締結都市は、全国各地の自治体と締結しており、万全な相互支援体制の確立に努めてきた。

市としては、今後も災害時の相互支援に限らず、東日本大震災以降、様々な自治体からご支援をいただいております、引き続き、これらのご縁も活かしながら、日頃の交流を継続していきたいと考えている。

その他の質問

○職員の人事交流について



動画は
↑こちらから↓

令和7年度

政務活動費の活用状況をお知らせします！！

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費として交付されるものです。相馬市議会では一人あたり月額1万円、年額12万円を上限として交付し、残額は市に返還することになっています。

令和7年4月～令和8年3月								単位：円	
会派名		新政会	にじ	そうま市民の会	新時代そうま	無会派	無会派	無会派	
会派構成		菊地 清次 高玉 良一 石橋 浩人 波多野 広文 河内 幸夫 佐藤 満	門馬 優子 愛澤 俊行 横山 和雄 畑中 昌子 杉本 智美	浦島 勇一 根岸 利宗	只野 敬三 山中 宣明	高橋 利宗	獺庭 大輔	中島 孝	
収入	交付額	720,000	600,000	240,000	240,000	120,000	120,000	120,000	
支出	調査研究費	791,820	430,084	0	0	0	0	0	
	研修費	0	0	0	124,220	123,944	20,440	0	
	広報費	0	161,238	0	0	0	101,436	0	
	広聴費	0	0	0	0	0	0	0	
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0	
	会議費	0	0	0	0	0	0	0	
	資料作成費	0	0	0	0	0	0	0	
	資料購入費	0	0	0	0	0	0	0	
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所費	0	0	0	0	0	0	0	
支出合計		791,820	591,322	0	124,220	123,944	121,876	0	
収支差引額		△71,820	8,678	240,000	115,780	△3,944	△1,876	120,000	
市への返還額		0	8,678	240,000	115,780	0	0	120,000	

＊杉本智美議長は無会派ですが、政務活動費においては異なります。

☆支出項目の説明

- 調査研究費：市の事務、地方行財政等に関する調査研究費及び調査委託に関する経費
- 研修費：研修会を開催するために必要な経費、または団体などが開催する研修会の参加に要する経費
- 広報費：活動、または市政について住民に報告するために要する経費
- 広聴費：住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談などの活動に要する経費
- 要請・陳情活動費：要請、または陳情活動を行うために必要な経費
- 会議費：各種会議、または団体などが開催する意見交換会など各種会議への会派としての参加に要する経費
- 資料作成費：活動に必要な資料の作成に要する経費
- 資料購入費：活動のために必要な図書、資料などの購入に要する経費
- 人件費：活動を補助する職員を雇用する経費
- 事務所費：活動に必要な事務所の設置、または管理に要する経費

※過去の政務活動費はホームページでご確認ください！！



議案番号	件名	審議結果
40	相馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意 全会一致
41	相馬市税条例の一部を改正する条例について	原案可決 賛成多数
42	相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致
43	相馬市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致
44	相馬市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致
45	相馬市特定事業活動振興計画における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致
46	相馬市新産業創出等推進事業促進計画における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致
47	令和8年度相馬市一般会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
48	令和8年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
49	令和8年度相馬市光陽地区造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
50	相馬市議会基本条例の一部を改正する条例について	原案可決 全会一致
51	相馬市議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決 全会一致
52	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	原案可決 全会一致

報告番号	件名	審議結果
2	専決処分の承認を求めることについて(相馬市税条例の一部を改正する条例について)	承認 全会一致
3	専決処分の承認を求めることについて(相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	承認 全会一致
4	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度相馬市一般会計補正予算(第11号))	承認 全会一致
5	専決処分の報告について	報告のみ
6	専決処分の報告について	報告のみ
7	繰越明許費繰越計算書について	報告のみ
8	繰越明許費繰越計算書について	報告のみ
9	繰越計算書について	報告のみ

請願番号	件名	審議結果
2	介護保険事業を維持するため、基本報酬単価の引き上げを国に求める意見書提出の請願	継続審査

陳情番号	件名	審議結果
2	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書	採択 全会一致

委員会での調査項目

- 【総務常任委員会】
 - 市の防災対策について
 - 消防団の活動状況について
 - 公共施設等のネーミングライツの取組について
- 【文教厚生常任委員会】
 - 公立幼稚園の現状と課題について
 - 学校給食調理における人員・設備等の提供体制の現状と課題について
- 【産業建設常任委員会】
 - 空き家対策の現状と今後の取組について
 - 公共下水道事業の現状と今後の課題について

6月定例会

日程、内容、傍聴者数について

本会議	日にち	内容	傍聴者数
1日目	6月1日(月)	議案の上程等	2人
2日目	6月4日(木)	一般質問等	5人
3日目	6月5日(金)	一般質問	13人
4日目	6月17日(水)	議案採決	2人

議員研修の実施

～より対話する議会・議員を目指して～

令和8年4月30日(木)、青森大学社会学部教授の佐藤淳氏を講師に「政策提案力の向上に向けた議員間の議論の進め方(議員間討議)」について研修を実施しました。

研修では、議員間討議における対話の重要性を理解し、「SOUNDカード」を活用した「対話」を体験しました。

本市議会も論点の整理や合意形成、より良い政策提言ができるよう、議員間討議を活かしてまいります。



6月定例会の審議結果

議会を傍聴してみませんか？

市議会は3月、6月、9月、12月に開催しており、どなたでも傍聴することができます。また、事前連絡も不要です。
傍聴をご希望の方は、議会開催日に市役所2階の傍聴受付までお越しください。

次の定例会は**8月31日（月）**

午前10時00分 開会予定です。◆受付時間 午前9時30分～

9月定例会の会期日程（予定）

月 日	会 議	内 容
8月31日（月）	本会議	議案の提案と説明など
9月 3日（木）	本会議	一般質問（1日目）
4日（金）	本会議	一般質問（2日目）
7日（月）	委員会	各常任委員会（分科会）
8日（火）	委員会	//
9日（水）	委員会	//
15日（火）	委員会	予算決算常任委員会
18日（金）	本会議	議案の採決など

※日程は予定日となるため、変更となる場合があります。



編集後記

いつもご愛読いただきありがとうございます。
このたび、相馬市議会に、新たに広報広聴委員会が誕生し、この委員会で議会だよりの編集を担当することになりました。これまで以上に皆様との双方のコミュニケーションに努めてまいります。

その一環として、各種団体、グループと議員の意見交換会も積極的に取り組んでいきます。

少子高齢化の急激な進展など、課題は山積ですが、皆様のご意見、ご要望をしっかりと受

広報広聴委員会
委員長 根岸 利宗
副委員長 只野 敬三
委員 愛澤 俊行
委員 高橋 利宗
委員 石橋 浩人
委員 菊地 清次

け止めて、身近なところから、ひとつひとつ誠実に取り組んでまいります。
ぜひ、お気軽にお近くの議員にお声がけ下さい。
(根岸)



市議会と意見交換してみませんか？

相馬市議会では各種団体、グループとの意見交換を随時受付しています。

ご希望の皆さまは議会事務局までお問い合わせ下さい。

Y o u T u b e

配信やっています！



パソコンやタブレット、スマートフォンからご覧いただけます。



<https://www.youtube.com/channel/UCTpl1YDq5DKU2Oqt49cbe8g>